

定例記者会見 令和3年5月10日(月) 11時～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

新型コロナウイルス感染症対策
5月10日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(第91回) 開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

新型コロナウイルス感染症対策

5月10日開催

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第91回)
開催結果



令和3年5月10日

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第91回）

令和3年5月10日（月）

午前9時00分～

本庁舎4階 庁議室

1 国・県の動き

- (1) 令和3年5月7日から5月9日までの三重県津保健所管内及び三重県内における感染症患者の発生について報告（健康医療担当）
- (2) 国・三重県の状況について報告（危機管理部）

2 報告事項

- (1) 津市立一身田中学校及び津市立南郊中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について報告（教育委員会）
- (2) 津市立榊原小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について報告（教育委員会）
- (3) 5月9日以降の津市主催イベント開催の判断について報告（危機管理部）

3 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第91回）

2 報告事項

(1) 津市立一身田中学校及び津市立南郊中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について報告（教育委員会）

津市立一身田中学校の生徒1名及び津市立南郊中学校の生徒1名が新型コロナウイルス感染症患者（三重県発表：県内延べ3989例目及び4020例目）の濃厚接触者となったことから、令和3年5月6日（木）に新型コロナウイルスに係る検査を受け、当該検査の結果が陽性であることが判明しました。

両生徒は、いずれも感染可能期間に登校しておらず、三重県津保健所による調査の結果、両中学校内での濃厚接触者及び接触者は確認されなかったことから、同月7日（金）からも通常どおり授業等を行うこととしました。

両中学校においては、手洗い、マスクの着用、換気、検温等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策をより一層徹底するとともに、保護者に対して学校便り等で情報提供を行っていきます。

なお、同月6日（木）には、両中学校の保護者に向けて、生徒が新型コロナウイルス感染症に係る検査を受けた結果、陽性であることが判明したことや、今後の対応についてお知らせするとともに、誹謗中傷や情報の不用意な拡散等がないよう、両中学校から、緊急メール配信等にてご理解とご協力をお願いしました。

このことについては、同月7日（金）、市において市議会への報告を行うとともに市政記者クラブへの情報提供及び市ホームページでの公表を行いました。

(2) 津市立榊原小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について報告（教育委員会）

当該小学校の児童1名が新型コロナウイルス感染症患者（三重県発表：県内延べ3987例目）の濃厚接触者となったことから、令和3年5月6日（木）に新型コロナウイルスに係る検査を受け、当該検査の結果が陽性であることが判明しました。

当該児童は、いずれも感染可能期間に登校しておらず、三重県津保健所

による調査の結果、当該小学校内での濃厚接触者及び接触者は確認されなかったことから、今後も通常どおり授業等を行うこととしました。

当該小学校においては、手洗い、マスクの着用、換気、検温等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策をより一層徹底するとともに、保護者に対して学校便り等で情報提供を行っていきます。

なお、同月8日（土）には、当該小学校の保護者に向けて、児童が新型コロナウイルス感染症に係る検査を受けた結果、陽性であることが判明したことや、今後の対応についてお知らせするとともに、誹謗中傷や情報の不用意な拡散等がないよう、当該小学校から、緊急メール配信等にてご理解とご協力をお願いしました。

このことについては、同月9日（日）、市において市議会への連絡を行うとともに市政記者クラブへの情報提供及び市ホームページでの公表を行いました。

- (3) 5月9日以降の津市主催イベント開催の判断について報告（危機管理部）
- 令和3年4月19日に三重県が発出した「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」及び同月20日に発出の県主催のイベントの開催基準を踏まえて、同日付けで「4月20日以降の津市主催イベント開催の判断について」を関係部局に通知しましたが、同年5月7日に三重県から「三重県まん延防止等重点措置」及び当該重点措置を踏まえた同月9日以降の県主催のイベントの開催基準が発出されたことから、同日以降の本市の取り扱いについても整理し、同月8日付けで「5月9日以降の津市主催イベント開催の判断について」を関係部局に通知しました。

資料提供（投げ込み） 令和3年5月7日（金）	
場 所 津市政記者室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
教育委員会事務局 教育研究支援課 (電話059-229-3293)	教育研究支援担当参事 (兼)教育研究支援課長 伊藤 雅子

津市立一身田中学校及び津市立南郊中学校における 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

このことについて、その内容は、下記のとおりです。

記

津市立一身田中学校の生徒1名及び津市立南郊中学校の生徒1名が、令和3年5月6日（木）に新型コロナウイルスに係る検査を受け、当該検査の結果が陽性であることが判明しました。

両生徒は、いずれも感染可能期間に登校しておらず、三重県津保健所により両中学校内での濃厚接触者及び接触者は確認されなかったことから、同月7日（金）からも通常どおりの授業等を行うこととします。

両中学校においては、手洗い、マスクの着用、換気、検温等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策をより一層徹底するとともに、保護者に対しても学校便り等で情報提供を行ってまいります。

資料提供（投げ込み） 令和3年5月9日（日）	
場 所 津市政記者室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
教育委員会事務局 教育研究支援課 (電話059-229-3293)	教育研究支援担当参事 (兼) 教育研究支援課長 伊藤 雅子

津市立榊原小学校における 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

このことについて、その内容は、下記のとおりです。

記

津市立榊原小学校の児童1名が、令和3年5月6日（木）に新型コロナウイルスに係る検査を受け、当該検査の結果が陽性であることが判明しました。

当該児童は、感染可能期間に登校しておらず、三重県津保健所により濃厚接触者及び接触者は確認されなかったことから、今後も通常どおりの授業等を行うこととします。

当該小学校においては、手洗い、マスクの着用、換気、検温等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策をより一層徹底するとともに、保護者に対しても学校便り等で情報提供を行ってまいります。

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4008例目】

- (1) 年代 70代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 無職
- (5) 発症日 令和3年4月25日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月6日
 - 陽性判明：5月6日
 - 発症日の症状：咳、痰
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・ 県外訪問歴 なし
 - ・ 県外の方との接触歴 調査中
 - ・ 行動歴 なし
- (8) 接触者調査（5月7日時点）
 - ・ 濃厚接触者 同居家族1名
 - ・ 接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4009例目】(延べ4008例目の同居家族)

- (1) 年代 70代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 無職
- (5) 発症日 令和3年4月29日
- (6) 症状・経過
検体採取：5月6日
陽性判明：5月6日
発症日の症状：咳
現在の症状：軽症～中等症

- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 4008例目の同居家族
 - ・行動歴 なし

- (8) 接触者調査(5月7日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4010例目】

- (1) 年代 20代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 会社員
- (5) 発症日 令和3年5月1日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月6日
 - 陽性判明：5月6日
 - 発症日の症状：発熱（41℃台）
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・ 県外訪問歴 別居親族宅を訪問（4月17日）
 - ・ 県外の方との接触歴 上記訪問歴の中で接触あり
 - ・ 行動歴 出勤
- (8) 接触者調査（5月7日時点）
 - ・ 濃厚接触者 職場関係15名
 - ・ 接触者 職場関係5名

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4011例目】(延べ3942例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 30代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 無職
- (5) 発症日 無症状
- (6) 症状・経過

検体採取：5月6日
陽性判明：5月6日
発症日の症状：無症状
現在の症状：無症状

(7) 行動歴等

- ・陽性者との接触状況 3942例目の同居家族
- ・行動歴 なし

(8) 接触者調査(5月7日時点)

- ・濃厚接触者 なし
- ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4012例目】(延べ3942例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 10歳未満
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 未就学児
- (5) 発症日 令和3年5月3日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月6日
 - 陽性判明：5月6日
 - 発症日の症状：発熱(37℃台)
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 3942例目の同居家族
 - ・行動歴 なし
- (8) 接触者調査(5月7日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4013例目】(延べ3942例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 10歳未満
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 未就学児
- (5) 発症日 無症状
- (6) 症状・経過

検体採取：5月6日
陽性判明：5月6日
発症日の症状：無症状
現在の症状：無症状

(7) 行動歴等

- ・陽性者との接触状況 3942例目の同居家族
- ・行動歴 なし

(8) 接触者調査(5月7日時点)

- ・濃厚接触者 なし
- ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4014例目】(延べ3989例目の濃厚接触者)

(1) 年代 10代

(2) 性別 女性

(3) 居住地 津市

(4) 職業 中学生

(5) 発症日 令和3年5月5日

(6) 症状・経過

検体採取：5月6日

陽性判明：5月6日

発症日の症状：発熱(37℃台)、頭痛、全身倦怠感

現在の症状：軽症～中等症

(7) 行動歴等

・陽性者との接触状況 3989例目の同居家族

・行動歴 なし

(8) 接触者調査(5月7日時点)

・濃厚接触者 なし

・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4015例目】

- (1) 年代 70代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 無職
- (5) 発症日 令和3年5月2日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月6日
 - 陽性判明：5月6日
 - 発症日の症状：発熱（37℃台）、鼻汁・鼻閉、関節筋肉痛
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・ 県外訪問歴 なし
 - ・ 県外の方との接触歴 なし
 - ・ 行動歴 県内の講演会に出席（5月1日）
知人と食事（5月1日）
- (8) 接触者調査（5月7日時点）
 - ・ 濃厚接触者 同居家族1名、知人1名
 - ・ 接触者 講演会関係10名

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4016例目】(延べ3928例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 40代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 団体職員
- (5) 発症日 無症状
- (6) 症状・経過

検体採取：5月5日
陽性判明：5月6日
発症日の症状：無症状
現在の症状：無症状

- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 3928例目の同居家族
 - ・行動歴 なし

- (8) 接触者調査(5月7日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4017例目】(延べ3977例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 70代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 無職
- (5) 発症日 令和3年5月4日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月6日
 - 陽性判明：5月6日
 - 発症日の症状：咳
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 3977例目の同居家族
 - ・行動歴 なし
- (8) 接触者調査(5月7日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4018例目】(延べ3988例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 30代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 会社員
- (5) 発症日 無症状
- (6) 症状・経過

検体採取：5月6日
陽性判明：5月6日
発症日の症状：無症状
現在の症状：無症状

(7) 行動歴等

- ・陽性者との接触状況 3988例目の同居家族
- ・行動歴 なし

(8) 接触者調査(5月7日時点)

- ・濃厚接触者 なし
- ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4019例目】(延べ3932例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 10代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 会社員
- (5) 発症日 5月5日
- (6) 症状・経過

検体採取：5月5日
陽性判明：5月6日
発症日の症状：咳
現在の症状：軽症～中等症

(7) 行動歴等

- ・陽性者との接触状況 3932例目の職場関係
- ・行動歴 別居家族宅を訪問(5月3日)
ほか調査中

(8) 接触者調査(5月7日時点)

- ・濃厚接触者 同居家族2名、別居家族1名、ほか調査中
- ・接触者 調査中

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4020例目】

- (1) 年代 40代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 無職
- (5) 発症日 令和3年5月5日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月6日
 - 陽性判明：5月6日
 - 発症日の症状：胸痛、味覚・嗅覚障害
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・県外訪問歴 なし
 - ・県外の方との接触歴 なし
 - ・行動歴 なし
- (8) 接触者調査（5月7日時点）
 - ・濃厚接触者 同居家族2名
 - ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4021例目】(延べ4020例目の同居家族)

- (1) 年代 10代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 中学生
- (5) 発症日 令和3年5月4日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月6日
 - 陽性判明：5月6日
 - 発症日の症状：鼻汁・鼻閉、咽頭痛、頭痛、味覚・嗅覚障害
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 4020例目の同居家族
 - ・行動歴 なし
- (8) 接触者調査(5月7日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4022例目】(延べ4020例目の同居家族)

- (1) 年代 10歳未満
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 未就学児
- (5) 発症日 令和3年5月4日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月6日
 - 陽性判明：5月6日
 - 発症日の症状：発熱(38℃台)
 - 現在の症状：軽症～中等症

- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 4020例目の同居家族
 - ・行動歴 なし

- (8) 接触者調査(5月7日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4023例目】(延べ3941例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 40代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 会社員
- (5) 発症日 令和3年5月2日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月6日
 - 陽性判明：5月6日
 - 発症日の症状：発熱(39℃台)
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 3941例目の職場同僚
 - ・行動歴 なし
- (8) 接触者調査(5月7日時点)
 - ・濃厚接触者 同居家族2名
 - ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4024例目】(延べ3945例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 30代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 パート従業員
- (5) 発症日 無症状
- (6) 症状・経過

検体採取：5月6日
陽性判明：5月6日
発症日の症状：無症状
現在の症状：無症状

(7) 行動歴等

- ・陽性者との接触状況 3945例目宅を訪問(5月1日～2日)
- ・行動歴 なし

(8) 接触者調査(5月7日時点)

- ・濃厚接触者 なし
- ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4025例目】(延べ3945例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 30代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 会社員
- (5) 発症日 令和3年5月6日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月6日
 - 陽性判明：5月6日
 - 発症日の症状：発熱（37℃台）、咳、頭痛、全身倦怠感
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 3945例目宅を訪問（5月1日～2日）
 - ・行動歴 なし
- (8) 接触者調査（5月7日時点）
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月7日発表
別紙

【県内延べ4026例目】(延べ3978例目の濃厚接触者)

(1) 年代 70代

(2) 性別 女性

(3) 居住地 津市

(4) 職業 無職

(5) 発症日 令和3年5月4日

(6) 症状・経過

検体採取：5月6日

陽性判明：5月6日

発症日の症状：発熱(37℃台)、鼻汁・鼻閉、下痢

現在の症状：軽症～中等症

(7) 行動歴等

・陽性者との接触状況 3978例目宅を訪問(5月1日)

・行動歴 なし

(8) 接触者調査(5月7日時点)

・濃厚接触者 同居家族3名

・接触者 なし

令和3年5月8日発表
別紙

【県内延べ4058例目】(延べ3987例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 30代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 会社員
- (5) 発症日 5月6日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月7日
 - 陽性判明：5月7日
 - 発症日の症状：咽頭痛
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 3987例目の同居家族
 - ・行動歴 なし
- (8) 接触者調査(5月8日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月8日発表
別紙

【県内延べ4059例目】(延べ4008例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 30代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 自営業
- (5) 発症日 5月5日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月7日
 - 陽性判明：5月7日
 - 発症日の症状：咳
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 4008例目の同居家族
 - ・行動歴 なし
- (8) 接触者調査(5月8日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月8日発表
別紙

【県内延べ4060例目】(延べ4015例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 70代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 無職
- (5) 発症日 令和3年4月30日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月7日
 - 陽性判明：5月7日
 - 発症日の症状：発熱(38℃台)、咳、咽頭痛、腹痛、全身倦怠感
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 4015例目の同居家族
 - ・行動歴 なし
- (8) 接触者調査(5月8日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月8日発表
別紙

【県内延べ4061例目】

- (1) 年代 70代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 無職
- (5) 発症日 令和3年5月3日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月6日
 - 陽性判明：5月7日
 - 発症日の症状：発熱（38℃台）、食欲減退
 - 現在の症状：無症状
- (7) 行動歴等
 - ・ 県外訪問歴 なし
 - ・ 県外の方との接触歴 なし
 - ・ 行動歴 友人と会話（5月1日）
- (8) 接触者調査（5月8日時点）
 - ・ 濃厚接触者 なし
 - ・ 接触者 友人3名

令和3年5月8日発表
別紙

【県内延べ4077例目】(延べ3436例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 30代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 無職
- (5) 発症日 令和3年5月1日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月5日
 - 陽性判明：5月7日
 - 発症日の症状：発熱(38℃台)、鼻汁、全身倦怠感
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 3436例目の同居家族
 - ・行動歴 なし
- (8) 接触者調査(5月8日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月8日発表
別紙

【県内延べ4078例目】

- (1) 年代 30代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 店舗従業員
- (5) 発症日 令和3年4月29日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月5日
 - 陽性判明：5月7日
 - 発症日の症状：発熱（37℃台）、咳
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・県外訪問歴 なし
 - ・県外の方との接触歴 なし
 - ・行動歴 出勤
- (8) 接触者調査（5月8日時点）
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月9日発表
別紙

【県内延べ4109例目】(延べ4010例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 10代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 会社員
- (5) 発症日 令和3年4月28日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月7日
 - 陽性判明：5月8日
 - 発症日の症状：熱(39℃台)、咳、鼻汁・鼻閉、全身倦怠感、関節筋肉痛
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 4010例目の濃厚接触者
 - ・行動歴 出勤
- (8) 接触者調査(5月9日時点)
 - ・濃厚接触者 職場関係3名
 - ・接触者 職場関係3名

令和3年5月9日発表
別紙

【県内延べ4110例目】

- (1) 年代 20代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 会社員
- (5) 発症日 令和3年5月7日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月7日
 - 陽性判明：5月8日
 - 発症日の症状：熱(38℃台)、鼻汁、頭痛
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・ 県外訪問歴 なし
 - ・ 県外の方との接触歴 なし
 - ・ 行動歴 出勤
- (8) 接触者調査(5月9日時点)
 - ・ 濃厚接触者 同居家族3名、職場同僚1名
 - ・ 接触者 なし

令和3年5月9日発表
別紙

【県内延べ4111例目】(県外感染者の濃厚接触者)

- (1) 年代 20代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 医療関係従事者
- (5) 発症日 令和3年5月6日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月7日
 - 陽性判明：5月8日
 - 発症日の症状：熱(37℃台)
 - 現在の症状：軽症～中等症

(7) 行動歴等

- ・陽性者との接触状況 県外感染者の濃厚接触者
- ・行動歴 なし

(8) 接触者調査(5月9日時点)

- ・濃厚接触者 同居家族3名
- ・接触者 なし

令和3年5月9日発表
別紙

【県内延べ4121例目】

- (1) 年代 40代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 会社員
- (5) 発症日 令和3年5月4日
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月8日
 - 陽性判明：5月8日
 - 発症日の症状：咳
 - 現在の症状：軽症～中等症
- (7) 行動歴等
 - ・ 県外訪問歴 県外へ出張（4月19日～23日）
 - ・ 県外の方との接触歴 上記訪問歴の中であり
 - ・ 行動歴 出勤
別居親族と会話（5月8日）
- (8) 接触者調査（5月9日時点）
 - ・ 濃厚接触者 同居家族3名、別居親族1名、職場関係3名
 - ・ 接触者 職場関係1名

令和3年5月9日発表
別紙

【県内延べ4122例目】(延べ3987例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 10歳未満
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 小学生
- (5) 発症日 無症状
- (6) 症状・経過
 - 検体採取：5月7日
 - 陽性判明：5月8日
 - 発症日の症状：無症状
 - 現在の症状：無症状
- (7) 行動歴等
 - ・陽性者との接触状況 3987例目の同居家族
 - ・行動歴 なし
- (8) 接触者調査(5月9日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 なし

令和3年5月9日

事務担当
医療保健部 感染症情報プロジェクトチーム 担当 栗山、鈴木 電話 059-224-2747 FAX 059-224-2344

新型コロナウイルス感染症クラスター（71事例目）について

三重県内で発生した71事例目のクラスターについて、5月9日時点の調査状況を報告します。

1 クラスターの概要

令和3年5月に、津市内の企業で発生したクラスターで、三重県内では71事例目となります。

2 調査状況

このクラスターでは、現在、会社内で従業員5名（3796、3884、3943、3944、4128例目）の陽性が判明しています。

上記5名については、同じ工場で勤務しており、休憩時間等も含め感染可能性が考えられる従業員等について幅広く調査を実施していきます。

このクラスターの検査状況は以下のとおりです。

カテゴリー	検査対象者	検査済数			検体採取済 (結果判定中)	未検査
		検査済数	陽性数	陰性数		
従業員等	21	21	5	16	0	0

※上記は人数であり、検査を行い陽性となった際は陽性数に計上しています。

3 今後について

接触者については保健所が調査を進め、随時検査を実施するとともに、健康観察を行っていきます。

※報道機関の皆様へ

本患者様およびその他ご関係者様の人権の尊重および個人情報保護、勤務先等の風評被害防止について、ご理解とご配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の発生状況（令和3年5月）

県内で判明した事例一覧（令和3年5月）

3月

4月

※クラスター報については「新型コロナウイルス感染症のクラスター発生状況」ページをご覧ください。

公表日	例目	居住地	性別	年代	属性
5月9日 55件 県外発表1件	4146例目	鈴鹿市	女性	10代	4057例目の接触者
	4145例目	鈴鹿市	男性	30代	
	4144例目	鈴鹿市	男性	10代	4032例目の濃厚接触者
	4143例目	鈴鹿市	男性	40代	
	4142例目	鈴鹿市	女性	40代	
	4141例目	名張市	男性	70代	
	4140例目	名張市	女性	70代	
	4139例目	菰野町	女性	10代	4070例目の濃厚接触者
	4138例目	桑名市	男性	40代	
	4137例目	桑名市	女性	20代	
	4136例目	桑名市	男性	20代	
	4135例目	東員町	男性	30代	
	4134例目	鈴鹿市	女性	10代	
	4133例目	鈴鹿市	女性	40代	4057例目の接触者
	4132例目	鈴鹿市	男性	60代	
	4131例目	鈴鹿市	男性	40代	4032例目濃厚接触者
	4130例目	伊勢市	女性	20代	
	4129例目	伊勢市	男性	70代	
	4128例目	鈴鹿市	女性	50代	クラスター71事例目
	4127例目	鈴鹿市	男性	30代	
	4126例目	県外	男性	20代	
	4125例目	鈴鹿市	男性	20代	
	4124例目	鈴鹿市	女性	60代	4031例目の濃厚接触者
	4123例目	伊勢市	女性	80代	
	4122例目	津市	女性	10歳未満	3987例目の濃厚接触者
	4121例目	津市	男性	40代	
4120例目	御浜町	女性	20代		
4119例目	名張市	女性	70代	3998例目の濃厚接触者	

公表日	例目	居住地	性別	年代	属性
	4118例目	伊賀市	男性	50代	3886例目の接触者
	4117例目	名張市	女性	20代	4007例目の濃厚接触者
	4116例目	名張市	男性	50代	4007例目の濃厚接触者
	4115例目	伊勢市	女性	40代	クラスター70事例目
	4114例目	度会町	男性	30代	クラスター70事例目
	4113例目	伊勢市	女性	30代	クラスター70事例目
	4112例目	伊勢市	男性	50代	クラスター70事例目
	4111例目	津市	女性	20代	県外感染者の濃厚接触者
	4110例目	津市	男性	20代	
	4109例目	津市	男性	10代	4010例目の濃厚接触者
	4108例目	桑名市	男性	80代	4034例目の濃厚接触者
	4107例目	桑名市	女性	50代	4034例目の接触者
	4106例目	松阪市	男性	40代	
	4105例目	四日市市	男性	30代	
	4104例目	四日市市	男性	40代	
	4103例目	四日市市	女性	70代	
	4102例目	四日市市	男性	40代	
	4101例目	四日市市	女性	20代	
	4100例目	四日市市	女性	20代	
	4099例目	四日市市	女性	40代	
	4098例目	四日市市	女性	10歳未満	4047例目の濃厚接触者
	4097例目	四日市市	男性	10歳未満	4047例目の濃厚接触者
	4096例目	四日市市	男性	20代	4047例目の濃厚接触者
	4095例目	四日市市	女性	20代	県外感染者の濃厚接触者
	4094例目	四日市市	女性	20代	県外感染者の濃厚接触者
	4093例目	四日市市	男性	70代	
	4092例目	四日市市	女性	50代	
	県外106例目	木曽岬町	男性	30代	
5月8日 47件	4091例目	名張市	女性	80代	4090例目の同居家族
	4090例目	名張市	女性	50代	
	4089例目	伊勢市	女性	10代	4042例目の濃厚接触者
	4088例目	伊勢市	男性	60代	
	4087例目	いなべ市	男性	10代	3215例目の濃厚接触者
	4086例目	東員町	男性	40代	4038例目の接触者
	4085例目	菰野町	女性	30代	3658例目の濃厚接触者
	4084例目	菰野町	男性	30代	3658例目の濃厚接触者
	4083例目	伊賀市	女性	80代	4082例目の同居家族

公表日	例目	居住地	性別	年代	属性
	4082例目	伊賀市	男性	80代	
	4081例目	名張市	男性	40代	4006例目の濃厚接触者
	4080例目	名張市	女性	50代	
	4079例目	伊勢市	女性	70代	3972例目の濃厚接触者
	4078例目	津市	女性	30代	
	4077例目	津市	男性	30代	3436例目の濃厚接触者
	4076例目	鈴鹿市	男性	40代	3973例目の接触者
	4075例目	鈴鹿市	女性	20代	3696例目の濃厚接触者
	4074例目	亀山市	男性	50代	3700例目の濃厚接触者
	4073例目	桑名市	女性	20代	3968例目の濃厚接触者
	4072例目	東員町	女性	20代	クラスター69事例目
	4071例目	菟野町	男性	30代	
	4070例目	菟野町	男性	20代	4038例目の濃厚接触者
	4069例目	桑名市	女性	10代	
	4068例目	桑名市	女性	60代	
	4067例目	東員町	女性	20代	クラスター69事例目
	4066例目	東員町	女性	20代	クラスター69事例目
	4065例目	東員町	女性	20代	クラスター69事例目
	4064例目	東員町	男性	50代	3935例目の濃厚接触者
	4063例目	桑名市	男性	30代	
	4062例目	菟野町	女性	10代	3394例目の濃厚接触者
	4061例目	津市	男性	70代	
	4060例目	津市	男性	70代	4015例目の濃厚接触者
	4059例目	津市	男性	30代	4008例目の濃厚接触者
	4058例目	津市	男性	30代	3987例目の濃厚接触者
	4057例目	四日市市	女性	40代	
	4056例目	四日市市	男性	20代	
	4055例目	四日市市	男性	40代	
	4054例目	四日市市	男性	20代	
	4053例目	四日市市	男性	20代	
	4052例目	四日市市	男性	30代	県外感染者の濃厚接触者
	4051例目	四日市市	男性	10代	県外104例目の濃厚接触者
	4050例目	四日市市	男性	10代	県外104例目の濃厚接触者
	4049例目	四日市市	女性	40代	
	4048例目	四日市市	男性	20代	
	4047例目	四日市市	女性	20代	
	4046例目	四日市市	女性	50代	

公表日	例目	居住地	性別	年代	属性
	4045例目	四日市市	男性	20代	
5月7日 54件 県外発表1件	4044例目	志摩市	女性	80代	県外感染者の濃厚接触者
	4043例目	志摩市	男性	90代	県外感染者の濃厚接触者
	4042例目	伊勢市	女性	40代	
	4041例目	桑名市	女性	20代	
	4040例目	桑名市	女性	30代	3964例目の濃厚接触者
	4039例目	菰野町	女性	20代	3932例目の濃厚接触者
	4038例目	菰野町	男性	20代	4037例目の同居家族
	4037例目	菰野町	女性	70代	
	4036例目	朝日町	男性	60代	
	4035例目	桑名市	男性	10代	
	4034例目	桑名市	女性	70代	
	4033例目	菰野町	男性	10歳未満	3658例目の濃厚接触者
	4032例目	鈴鹿市	男性	50代	
	4031例目	鈴鹿市	男性	60代	3699例目の濃厚接触者
	4030例目	度会町	男性	70代	クラスター-68事例目
	4029例目	度会町	女性	90代	クラスター-68事例目
	4028例目	度会町	女性	80代	クラスター-68事例目
	4027例目	伊勢市	女性	80代	クラスター-68事例目
	4026例目	津市	女性	70代	3978例目の濃厚接触者
	4025例目	津市	男性	30代	3945例目の濃厚接触者
	4024例目	津市	女性	30代	3945例目の濃厚接触者
	4023例目	津市	男性	40代	3941例目の濃厚接触者
	4022例目	津市	男性	10歳未満	4020例目の同居家族
	4021例目	津市	男性	10代	4020例目の同居家族
	4020例目	津市	女性	40代	
	4019例目	津市	女性	10代	3932例目の濃厚接触者
	4018例目	津市	女性	30代	3988例目の濃厚接触者
	4017例目	津市	女性	70代	3977例目の濃厚接触者
	4016例目	津市	男性	40代	3928例目の濃厚接触者
	4015例目	津市	女性	70代	
4014例目	津市	女性	10代	3989例目の濃厚接触者	
4013例目	津市	女性	10歳未満	3942例目の濃厚接触者	
4012例目	津市	女性	10歳未満	3942例目の濃厚接触者	
4011例目	津市	女性	30代	3942例目の濃厚接触者	
4010例目	津市	男性	20代		
4009例目	津市	女性	70代	4008例目の同居家族	

公表日	例目	居住地	性別	年代	属性
	4008例目	津市	男性	70代	
	4007例目	名張市	女性	70代	
	4006例目	名張市	女性	30代	3990例目の濃厚接触者
	4005例目	名張市	男性	70代	3748例目の濃厚接触者
	4004例目	名張市	男性	20代	
	4003例目	県外	女性	20代	
	4002例目	鈴鹿市	男性	50代	3741例目の濃厚接触者
	4001例目	鈴鹿市	女性	10代	3949例目の濃厚接触者
	4000例目	鈴鹿市	女性	50代	3949例目の濃厚接触者
	3999例目	大台町	男性	50代	
	3998例目	名張市	男性	70代	
	3997例目	四日市市	女性	80代	3639例目の接触者
	3996例目	四日市市	女性	20代	
	3995例目	四日市市	女性	20代	
	3994例目	四日市市	女性	50代	
	3993例目	四日市市	男性	10歳未満	3905例目の濃厚接触者
	3992例目	四日市市	女性	10代	3905例目の濃厚接触者
	3991例目	四日市市	女性	20代	3932例目の濃厚接触者
	県外105例目	四日市市	女性	20代	
5月6日 32件 県外発表1件	3990例目	名張市	男性	40代	
	3989例目	津市	男性	40代	
	3988例目	津市	男性	40代	3926例目の濃厚接触者
	3987例目	津市	女性	30代	3687例目の接触者
	3986例目	津市	女性	60代	3926例目の濃厚接触者
	3985例目	津市	男性	60代	3940例目の濃厚接触者
	3984例目	津市	女性	60代	3940例目の濃厚接触者
	3983例目	津市	男性	60代	3893例目の接触者
	3982例目	津市	女性	10歳未満	3945例目の濃厚接触者
	3981例目	津市	男性	30代	3926例目の濃厚接触者
	3980例目	津市	女性	40代	3927例目の接触者
	3979例目	津市	女性	40代	
	3978例目	津市	女性	70代	3923例目の濃厚接触者
	3977例目	津市	男性	70代	
	3976例目	名張市	男性	50代	3945例目の濃厚接触者
	3975例目	名張市	女性	50代	3748例目の濃厚接触者
	3974例目	鈴鹿市	男性	10代	3911例目の濃厚接触者
	3973例目	鈴鹿市	男性	60代	3911例目の濃厚接触者

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和3年5月7日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年4月23日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和3年5月12日から適用することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日（愛知県及び福岡県については、同年5月12日）から5月31日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和3年5月7日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月5日から5月31日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県については、感染状況等に特段の事情がない限り、令和3年4月5日から5月11日までとし、期間の延長は行わないこととする。
- ・沖縄県については、令和3年4月12日から5月31日までとする。
- ・愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。
- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から5月31日までとする。
- ・愛媛県については、令和3年4月25日から5月31日までとする。
- ・北海道、岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から5月31日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

三重県まん延防止等重点措置 ～県民の皆様の命と健康を守るために～

令和3年5月7日

三重県

はじめに

4月以降感染者が急増するとともに、重症者数の急増、変異株への置き換えが進むなど、これまでの感染拡大とは大きく異なる局面を迎える中、感染拡大を食い止めるため、4月19日に「緊急警戒宣言」を発出し、県民の皆様には協力を呼び掛けるとともに県としても対策を強化してまいりました。

宣言発出後においても、感染者の増加傾向は続き、1日あたりで過去最多となる72人の感染者が発生、医療体制の負荷も大きくなり通常医療にも影響が及びつつある状況となったことなどをふまえ、4月26日には、「緊急警戒宣言」を抜本的に強化し、飲食店への営業時間短縮要請を含む実質的に「まん延防止等重点措置」となる強い要請を行いました。併せて、4月28日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法による命令や従っていただけなかった場合の罰則などが規定された更に強い措置となる「まん延防止等重点措置」の本県への適用を政府に対し要請しました。

その後も、病床占有率は50%を大きく超え、重症用病床占有率も20%を超える危機的な状況が続く中、5月7日に「まん延防止等重点措置」の本県への適用が決定されることを受け、県民の皆様の“命と健康”を最優先に考え、今後取り組むべき対策である

“三重県まん延防止等重点措置”

措置実施期間：令和3年5月9日（日）～同年5月31日（月）

【実施区域】三重県全域

【特に重点措置を講じる区域】

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

を取りまとめました。基本的な感染対策を継続的にお願いしている「三重県指針」ver.10と併せ、今、緊急的に行うべき対策についてお願いするものが「三重県まん延防止等重点措置」となります。

県民、事業者の皆様におかれましては、さらに厳しいお願いを行うこととなり、大変心苦しい思いではございますが、ご自身や大切な家族、友人の“命と健康”を守るため、一緒に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和3年5月7日
三重県知事 鈴木 英敬

1. 県民の皆様へ

【重点措置区域内】

○20時以降、飲食店にみだりに出入りすることを避けてください。

【特措法¹第31条の6第2項に基づく協力要請】

【重点措置区域以外】

○20時以降、飲食店にみだりに出入りすることを避けてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

【すべての県民の皆様へ】

○生活の維持に必要な場合を除き、日中も含め、外出や移動を避けてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○生活の維持に必要な場合を除き、県境を越える移動を避けてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○県外への通勤、特に緊急事態宣言が発出されている区域への出勤については、可能な限り在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の推進などにより往來の機会の低減をお願いします。

○「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まりますので、同居家族以外の方との飲食は少人数・短時間とし、2次会などは避けてください。また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底してください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

○飲食店以外においても、大人数や長時間となる飲食は感染リスクが高まります。路上や公園での大人数・長時間となる飲食は避けてください。また、大人数・長時間となるバーベキューは感染リスクが高まりますので、感染防止対策が徹底できない場合は避けてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○混雑している場所や時間、感染対策が徹底されていない飲食店の利用は避けてください。

2. 県外の皆様へ

○生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

3. 事業者の皆様へ

【重点措置区域の事業者の皆様へ】

(特措法第31条の6第1項に基づく要請²)

- 飲食店において営業時間を20時までとさせていただくよう要請します。
- 飲食店において酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わないよう要請します。
- 飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。
- 飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策(マスク、手指消毒など)を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった感染防止対策を実施してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 劇場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、建築物の床面積が1,000平方メートルを超える運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業(生活必需物資、サービスを除く)等の施設においては、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があるため、営業時間を20時までとさせていただくようお願いします。

※協力を依頼する施設の詳細は別紙1を参照

【重点措置区域以外の事業者の皆様へ】

(すべて特措法第24条第9項に基づく要請)

- 飲食店において営業時間を20時までとさせていただくよう要請します。
- 飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。
- 飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策(マスク、手指消毒など)を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった感染防止対策を実施してください。

【すべての事業者の皆様へ】

- ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、在宅勤務(テレワーク)の推進により、地域や業務の特性もふまえて出勤者の7割削減に取り組んでください。

² 特措法第31条の6第1項に基づく要請に正当な理由なく応じていただけない場合は、同法第31条の6第3項に基づき命令を行うことがあります。なお、命令に違反した場合は罰則(20万円以下の過料)があります。

○業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。併せて、体調不良の場合に直ちに帰宅させ、受診を勧めるなど従業員の健康管理や、事務所や工場のみではなく食堂や休憩所、喫煙室なども含めた感染防止対策を徹底してください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○特に接待を伴う飲食店については、これまでもクラスターが発生しており、仮に感染者が発生した場合に迅速に接触者を特定し、感染拡大を防ぐため、利用者名簿の作成など連絡先の把握をお願いします。

○飲食店やイベントにおいては、可能な限り利用者の連絡先の把握や「安心みえるLINE」の活用促進をお願いします。

○外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○感染が特に拡大している地域³との出張などによる往来については、移動の必要性について今一度検討し、オンライン会議等の活用をお願いします。

○商業施設をはじめ集客施設においては、入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導、発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただくといった対応をお願いします。

4. 感染防止対策の周知徹底

○労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について、周知徹底、感染リスクが高い状況で勤務させているような事業所に対しては指導監督をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人従業員の方に対しては、丁寧に周知をお願いします。また、地方出入国管理局等の窓口においても啓発を強化するとともに、外国人技能実習機構等を通じた情報発信の充実をお願いします。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

³ 緊急事態宣言対象区域、まん延防止等重点措置対象区域、飲食店等への営業時間短縮要請がなされているエリア

5. イベント開催について

県内で開催されるイベントについては、**別紙2**に記載の感染防止策を徹底し、参加人数は以下の(ア)(イ)のうち少ないほうを基準とするよう要請します。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

(ア) 人数上限	(イ) 収容率	
<u>5,000人</u>	大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント (クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等) 飲食を伴うが発声のないもの 100%以内 収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける	大声での歓声・声援等が想定されるイベント (ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等) 50%以内 収容定員がない場合は十分な間隔(1m以上)を空ける グループで参加している場合は、少なくともグループごと(5名以内)で前後左右の1席は空ける

※5月10日(月)までにチケット販売を開始していた催物については、人数上限としてこれまでの目安(収容人数が10,000人を超える場合は収容人数の50%、収容人数が10,000人以下の場合は5,000人)を上限とし、キャンセルは不要とします。ただし、5月10日以降は上記目安を超えるチケットの新規販売の停止をお願いします。

別紙1 協力を依頼する施設

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
劇場等	劇場、観覧場、演芸場 映画館、 プラネタリウム 等	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮 (20時まで) (イベント開催の場合は 21時まで) ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
集会場等	集会場、公会堂 展示場、貸会議室、 文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
運動施設	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、 ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、 柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツ クラブ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> 1,000㎡を超える施設 ・営業時間の短縮 (20時まで) (イベント開催の場合は 21時まで) ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、 水族館、動物園、植物園 等	
遊技場	テーマパーク、遊園地、マージャン店、 パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設(※)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴 場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売 場 等	<ul style="list-style-type: none"> 1,000㎡を超える施設 ・営業時間の短縮 (20時まで) ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
物品販売業を営む店舗 (1,000㎡を超える施設)	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等 (生活必需物資を除く)	
サービス業を営む店舗 (1,000㎡を超える施設)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティッ ク業、リラクゼーション業 等 (生活必需サービスを除く)	

※遊興施設のうち、ネットカフェ・漫画喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、協力依頼の対象外とします。

別紙 2 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）	
①	<p>マスク着用の担保 （常時着用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	<p>大声を出さないこと の担保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低 2m）
2 基本的な感染防止等	
③	<p>①～②の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	<p>手洗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
⑤	<p>消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	<p>換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	<p>密集の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	<p>身体的距離の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は 1 席（立席の場合は 1m 以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2m 以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	<p>飲食の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・収容率が 50% を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛

別紙2 (続き)

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCoA)の利用奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる) ・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可 ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る <ol style="list-style-type: none"> ①身体的距離の確保(区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等) ②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等) ③飲食制限 ④大声を出さないことの担保 ⑤催物前後の行動管理 ⑥連絡先の把握
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

事務担当	
新型コロナウイルス感染症対策本部	
担当	小西、青木
電話	059-224-2148
FAX	059-224-2344

三重県まん延防止等重点措置の変更について

令和3年5月9日

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

5月7日(金)本部員会議において決定した「三重県まん延防止等重点措置」の「3. 事業者の皆様へ」のうち、飲食店以外への営業時間短縮の協力要請について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より発出された5月7日付事務連絡に合わせ、措置内容を以下のとおり変更いたします。

- 1、「劇場等」「集会場等」「ホテル等」について、面積要件を追加し1,000㎡を超えるもののみを対象とする。
- 2、上記1のうち、映画館については、上記面積要件を追加するとともに、営業時間の短縮について「20時まで」から、「21時まで」に変更する。
- 3、「博物館等」について、図書館を対象外とする。

なお、これらの変更については、明日(5月10日)の三重県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において正式決定する予定です。

「三重県まん延等防止重点措置」（5月7日公表）変更箇所

【変更前】

P 2 ○劇場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、建築物の床面積が1,000平方メートルを超える運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の施設においては、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があるため、営業時間を20時までとしていただくようお願いします。

【変更後】

P 2 ○建築物の床面積が1,000平方メートルを超える劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の施設においては、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があるため、営業時間を20時までとしていただくようお願いします。

【変更前】

P 5 別紙1

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	・営業時間の短縮（20時まで） （イベント開催の場合は21時まで） ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
集会場等	集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
（中略）	（中略）	
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

【変更後】

P 5 別紙1

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、 <u>映画館</u> 、プラネタリウム 等	<u>1,000㎡を超える施設</u> ・営業時間の短縮（20時まで） （イベント開催の場合は21時まで） （映画館については21時まで） ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
集会場等	集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
（中略）	（中略）	
博物館等	博物館、美術館、 <u>科学館</u> 、記念館、水族館、動物園、植物園 等 （ <u>図書館</u> を除く）	

定例記者会見 令和3年5月10日(月) 11時～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部新型コロナ ウイルスワクチン接種推進室 (電話059-229-3353)	新型コロナウイルスワクチン 接種推進室長 藤井 孝則

新型コロナウイルスワクチン接種（65歳以上対象）
 集団接種会場の予約状況と個別接種開始時期のお知らせ

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

新型コロナウイルスワクチン接種

65歳以上
対象

集団接種会場の予約状況と 個別接種開始時期のお知らせ



令和3年5月10日




集団接種会場の予約状況

予約件数

集団接種会場予約率約84%(37,992枠のうち、32,092件予約済)

※5月9日18時時点

予約開始5月1日(土)から、接種予定期間5月13日(木)から8月末まで

	津センターパレス1階		イオンモール津南3階 イオンホール		久居インターガーデン内 (携帯電話ショップ北)	
所在地	大門7-15		高茶屋小森町145		久居明神町2490	
開設日時	木曜日・土曜日	14:00~17:00	木曜日・土曜日	14:00~17:00	木曜日・土曜日	14:00~17:00
	日曜日・祝休日	9:30~12:30 14:00~17:00	日曜日・祝休日	10:15~13:15 14:45~17:45	日曜日・祝休日	9:30~12:30 14:00~17:00
予約状況	<p>予約率約81% (17,868枠中14,511件予約済) 最短予約可能日:7月22日</p>		<p>予約率約83% (8,934枠中7,453件予約済) 最短予約可能日:7月24日</p>		<p>予約率約91% (11,190枠中10,128件予約済) 最短予約可能日:8月8日</p>	
会場						

- ◆ **集団接種会場を予約した人については、個別接種と重複予約しないでください。**
- ◆ **何らかの都合で予約場所・日時を変更する場合は必ず手続きをしてください。多くの方へワクチン接種の機会を提供するため、ご協力をお願いします。**
- ◆ **8月末までの予約を受け付けています。9月以降も状況により接種を継続します。**

5月に入荷予定の高齢者接種向けワクチン

4月26日の週	5月3日の週	5月10日の週	5月17日の週	5月24日の週	5月31日の週
7箱入荷		5月13日から集団接種開始			
		36箱入荷		5月24日から医療機関で個別接種開始	

※1:1バイアル5回分で算出
 ※2:1バイアル6回分で算出

津市へは4月26日の週から5月3日の週に7箱(6,825回分)^{※1}が入荷済。今後、5月10日の週から17日の週に36箱(42,120回分)^{※2}のワクチンが供給される。翌週24日から、接種協力医療機関で接種開始

個別接種	予約開始日	接種開始日
接種協力医療機関 125か所	5月12日(水) 以降順次開始	5月24日(月) 以降順次開始

接種体制の整った医療機関から順次実施予定。また、現在医療従事者の接種を行っている医療機関については、高齢者への接種開始は6月以降の場合あり

相談窓口など

電話相談 窓口

◆津市のワクチン接種の手続き・予約

津市新型コロナワクチン接種予約・相談電話窓口

TEL: **0570-059567**

(コールセンター)

◆ワクチン接種に関する質問・相談

みえ新型コロナウィルスワクチン接種ホットライン

TEL: **059-224-2825**

◆ワクチンの有効性・安全性など制度全般

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

TEL: **0120-761770**

◆津市の集団接種会場の予約

津市新型コロナワクチン接種予約サイト

津市 ワクチン予約



◆医療機関の接種予約状況など総合案内サイト

コロナワクチンナビ

コロナワクチンナビ

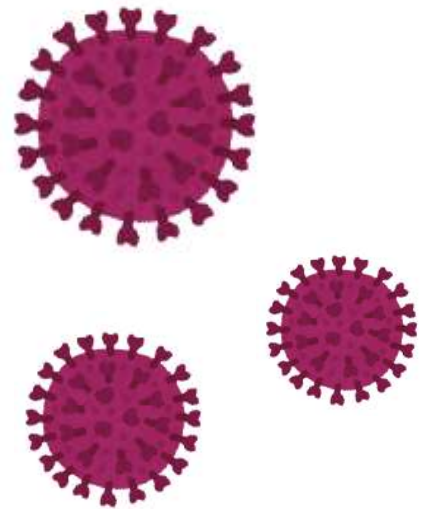


インターネット

問い合わせ先



健康福祉部
新型コロナウイルスワクチン接種推進室
〒514-8611 津市西丸之内23番1号
TEL:059-229-3353
FAX:059-229-3346



定例記者会見 令和3年5月10日(月)11時～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	総務部人事担当参事 (兼)人事課長 松田 孝行

令和3年度津市職員採用試験（6月試験）を実施

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

NEW

令和3年度津市職員採用試験 (6月試験)を実施



令和3年4月1日 新規採用職員辞令交付式

令和3年5月10日

令和3年度津市職員採用試験のスケジュール

試験種別・試験日程・募集職種等(予定)

NEW

日程前倒し

試験種別	第1次試験日	募集職種
新規採用試験 (6月試験)	6月27日	事務職 保育士 技術職(土木) 幼稚園教諭 保健師
新規採用試験 (9月試験 ※)	9月19日	事務職 技能員(清掃員等) 技術職(土木) 技能員(調理員) 消防職
職務経験者 採用試験 ※	9月頃 (エントリーシート)	事務職 言語聴覚士
新規採用試験 (障がい者対象)※	10月31日	事務職

※9月以降の採用試験での募集職種は現時点での予定です。

令和3年度 新規採用試験(6月試験)の概要①

募集職種・採用予定人数等

募集職種	採用予定人数	受験資格	
		資格(その他学歴要件有)	年齢
事務職	15人程度	特になし	18歳から 35歳まで ※令和4年4月1日 時点
技術職(土木)	2人程度	土木専門課程を履修	
保健師	2人程度	保健師免許	
保育士	14人程度	保育士資格・ 幼稚園教諭普通免許	
幼稚園教諭	4人程度	保育士資格・ 幼稚園教諭普通免許	

採用予定人数 計37人程度

令和3年度 新規採用試験(6月試験)の概要②

試験方法・日程

保育士と幼稚園教諭は併願可能

第1次試験

教養試験、専門試験、
事務適性検査等

東京会場も実施

6月27日 日

第2次試験

口述試験(個人面接)、
実地試験、実技試験、
課題解決力試験等

7月中旬～7月下旬

第3次試験

口述試験(個人面接)、
集団討議

8月中旬～8月下旬

※試験内容は職種により異なります

最終合格発表 9月初旬

受験案内配布・申込について

令和3年5月17日 月 ~ 令和3年6月15日 火

NEW

令和3年度からWEB申込に変更！

申込方法



- ▶ 申請書の記入、押印、郵送が不要に
- ▶ 24時間申請が可能に
- ▶ 書類(入力)不備等による修正が容易に

不要



※ WEB環境のない場合は、郵送で対応します。

受験案内 入手方法

令和3年5月11日 火 から配布開始

- ▶ 右記の窓口において配布
- ▶ 津市ホームページからダウンロード

人事課、教育総務課、案内（市本庁舎1階）、アストプラザ（アスト津4階）、東京事務所、各総合支所地域振興課、各出張所等

調査実施案件 調査結果報告書

- 1 ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案
- 2 自治会掲示板設置補助金に関する事案
- 3 集会所建築等補助金に関する事案
- 4 防犯灯補助金に関する事案
- 5 津市商工業振興等関係補助金に関する事案
- 6 資源物持ち去り防止パトロールに関する事案
- 7 相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案（3月12日報告：再調査中）
- 8 相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案
- 9 工事請負業者の地元調整に関する事案（3月12日報告）
- 10 中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案
（3月1日報告）
- 11 公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案（5月10日報告）
- 12 中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案（3月1日報告）
- 13 市職員の私的利用に関する事案（3月1日報告）
- 14 道路占用許可に関する事案（3月12日報告）
- 15 中河原西自治会の設立に関する事案（2月25日報告）
- 16 人事異動への関与に関する事案（2月25日報告）
- 17 相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案
（2月10日報告）
- 18 謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案（2月10日報告）
- 19 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案（2月10日報告）
- 20 その他、聞き取りの結果、新たに調査を必要とされた事案
（20-1 2月25日報告）（20-2 5月10日報告）（20-3 5月10日報告）

倉田法律事務所 弁護士 倉田 巖圓

楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行

法律顧問弁護士による市職員への聞き取り調査の結果に基づき、次のとおり、それぞれの調査事案について調査結果報告として公表する。

目次

(令和3年5月10日報告案件)

- ・ No. 11 「公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案」・・・・・・・・ 1
- ・ No. 20-2 「相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の
廃材置き場にあったレンガが使用された事案」・・・・・・・・ 5
- ・ No. 20-3 「特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の
津市職員が深く関与していた事実」・・・・・・・・ 8

(令和3年3月12日報告済案件)

- ・ No. 7 「相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案」
- ・ No. 9 「工事請負業者の地元調整に関する事案」
- ・ No. 14 「道路占用許可に関する事案」

(令和3年3月1日報告済案件)

- ・ No. 10 「中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案」
- ・ No. 12 「中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案」
- ・ No. 13 「市職員の私的利用に関する事案」

(令和3年2月25日報告済案件)

- ・ No. 15 「中河原西自治会の設立に関する事案」
- ・ No. 16 「人事異動への関与に関する事案」
- ・ No. 20-1 「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」

(令和3年2月10日報告済案件)

- ・ No. 17 「相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案」
- ・ No. 18 「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」
- ・ No. 19 「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」

No.11「公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会へ委託している相生町公園の除草、清掃、樹木の剪定、便所掃除を行う管理業務について、除草作業を主に地元自治会と密接に関連する業務を行う施設に従事する複数の市職員（以下、「当事者職員」という。）が行っていた事実あり

イ 事案の概要

相生町公園は都市公園法第2条1項に規定する「都市公園」であり、相生町公園の管理は津市が行うもので（都市公園法第2条の3）、津北工事事務所が所管している。

津市においては、都市公園が、設置している周辺地域住民の利便のための施設であり、利用者も周辺地域の住民がほとんどであるという実情に照らし、公園の除草、清掃、樹木の剪定、便所の掃除などの維持管理については、公園内の見回りや遊具の状態確認などを含め、地域に密着した適切な管理が行えるのは地域住民や地域のボランティアであるとの考え方の下、可能な限り、自治会等への委託に切り替えてきた経緯がある。

この自治会等への公園管理業務委託は、年度ごとに自治会等に依頼し、民間事業者へ同種の業務を委託した場合と比べて安価な額で委託している。また、仕様については、契約の相手方について自治会等を対象にしていることもあって、市が民間事業者と契約する同種の業務委託契約とは異なり、「除草・清掃に関する業務や、樹木の剪定に関する業務については、各業務を年2回以上」とするなど、詳細な仕様と言えるまで定めてられておらず、完成認定についても、「委託業務完成認定書」（第1回目、第2回目、第3回目）の提出をもって確認が行われており、必ずしも、現地に臨んで実際に委託業務が実施されたかどうかを確認することまでは行っていない。

そもそも、当該業務委託契約は、競争の原理に基づいた民間事業者との業務委託契約とは異なり、営利を目的としない地元密着した公益性の高い団体である自治会等が、自ら地元の施設の維持管理を行うとする信頼の原則に則って成立するとの考え方に基づくものであり、津市全域で年間約150件の公園管理業務を自治会等に委託している。

このような経緯等の中、相生町公園については、平成25年度から相生町自治会に対して、各年度、年間約35万円程度で委託されるようになり、当該委託料は、他の自治会との公園管理業務委託料と同一の算出方法によって

算出されており、民間事業者への委託の価格よりも比較的安価な委託料であるといえる。

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）は、相生町自治会が受注者として津市との間で契約を締結した公園管理業務委託について、本来、管理委託を受けた自治会が行うべき業務の一部である除草作業を、少なくとも平成29年度以降、当事者職員に依頼し行わせていた。

職員からの聞き取りによれば、平成29年度以降、令和2年度の夏頃まで、相生町公園に草が繁生するたびに当事者職員は公園の除草作業を行っていたといい、特に夏季にかけての繁生期には、連日作業を行うなど、かなりの頻度で公園の除草作業を行っていたという。

除草作業等の依頼は、No.13「市職員の私的利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告と同様に自治会長が直接、当事者職員に依頼する以外にも、自治会長から依頼を受けた当事者職員の上司から、除草作業等の実施を命じられることもあったという。

当事者職員は、全体の奉仕者である公務員として、本来、市から委託を受けた自治会が行うべき作業に従事すべきか葛藤しつつも、その職場の状況から、これまでの例に倣うほかないといった思いから、仕方なくこれらの依頼に応じていたというが、本事案の相生町公園の除草については、公園を使用する子供達からも「草が生えているとサッカーがしにくいので、なんとかして欲しい。」などの声を当事者職員等が聞くこともあったといい、そういった場合は、地元へ寄り添いたいとの思いから、自らの意思で除草作業を行っていたという側面もあったようである。

なお、相生町公園の便所掃除等の他の管理業務については、市職員が作業をしていた事実は確認できず、相生町自治会が公園の管理業務委託を全く履行してなかった事実までは確認できなかった。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

自治会長からの求めに応じ、公務中に公園の除草作業を行う必要はなく、まして、当事者職員は、公園の除草業務は相生町自治会が津市から委託を受けている業務であることを知っていたものであり、それを自治会に代わって公務中に行う行為自体、問題があったと言える。ましてや、当事者職員の上司である職員にあっては、本来、自治会長からの要求が適正なものかを判断し、毅然とした対応が求められるところ、当事者職員らの作業が公務ではないと知りつつ、連日除草作業を行う当事者職員らに、敢えて私服での作業を促すなど、制止を行うどころか、自治会長からの求めに応じ部下である当事

者職員に作業等を命じ、問題解決を図ることなく黙認していた行為は、上司として言語道断であるというほかない。

また、委託業務の担当部署である津北工事事務所では、自治会への委託ということから、民間事業者への委託ほどの詳細な仕様も設定しておらず、委託業務として成果を書面のみで確認していたが、公金の支出でもあり、より注意を払えば実態を把握する機会もあったのではないかと思われる。

エ 事案の経緯と背景

当事者職員や、その上司らが、自治会長からの公園の除草作業の依頼に応じていたのは、当事者職員への聞き取りからも、「地元の子供のため」、「草の生育が激しく放置し難い」など地元のためといった意識が潜在的に働いたとも考えられ、また、これら当事者職員らの引継ぎの際には、「相生町公園の草の繁生について注意して見ておくことが、今後、自治会長とうまくやっていくコツである」と伝えられていたようであり、自治会長への恐怖心だけではなく、これら施設が、地元住民の期待に応え、地域社会に貢献するための施設として運営されてきた経緯の中で、過去から長年にわたり、「可能な限り地元自治会に寄り添った業務を行うことが、この施設に与えられた役割である」、「自治会長と良好な関係を保つことが、トラブルを回避し、今後の自身の円滑な業務に繋がる」との思いがあったことは一定の理解がなし得る。これらの状況に陥った理由は、中間報告書にも記述した自治会問題の背景や、謝罪（土下座、丸刈り）の実態が大きく関係していると思われる。当事者職員や、その上司らが、職務専念義務違反に抵触するとの認識を持ちながらも、自治会長からの私的な作業等の要求を受け入れてきた行為は、視点をかえれば、自治会長からの要求に応じる必要がないことを認識しつつも、これを断ることが出来ない状態にあったともいえ、自治会長と日々直接的に接触する機会が多い地元で密接に関連した施設においては、そこで公務に従事する職員として、特に声を上げづらい雰囲気・状況であったことは、想像に難くない。

関係職員からの聞き取りによれば、地元の事情に精通した職員ほど、過去からの経緯も含めて自治会長との距離は近く、それに起因する実態のない恐怖感からか異論を唱えることはできなかった。更に、地元自治会と密接に関連する業務を行う施設においては、特に異論を唱え難い職場の雰囲気があり、仮に、そうした場合は、自らが孤立感を深める結果となることが明白で、この除草作業の様子を目撃した一般市民から、なぜ除草作業をしているのかを問われても、除草作業を続けていることから、一旦、自治会長から引き受けてしまった除草作業を、本来の市の業務でないとして断ることは、難しか

ったと考えられる。

なお、本事案に関しては、自治会長から当事者職員やその上司らに対し、直接的な恫喝や強要等の事実は確認できず、あくまで自治会長からの依頼によって、この公園管理業務委託の一部である除草作業を行っていたものである。

オ 今後必要な措置、対応

地域住民と直接、接する機会が多い職員であったことが、この問題を生じさせた一因であったことは否めないところ、この問題は、津市職員に、公務員として職員倫理や行動規範に対する知識が不足していたという問題ではなく、自治会長からの様々な要求に対する職員の意識の問題である。全ての市職員が、日々の公務において職員倫理が意味することを真に理解し、不当要求対応に関する意識を今一度、再認識し、いかなる不当要求に対しても毅然とした対応がとれるよう改める必要がある。そのためにも、職員が不当な要求を受けた際に、直ちに相談・対応できる体制や運用方法の構築など組織として対応する仕組みづくりが必要である。

加えて、当該業務が、競争によって委託の相手方を決定する通常の民間事業者への委託業務とは、性質が異なるものであることを踏まえた上で、仕様のあり方や委託業務の履行確認の方法などを見直すなど、再発防止策を検討すべきである。

No.20-2「相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

市職員が津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガを、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）の事務所の敷材として使用し敷設作業を行った事実あり

イ 事案の概要

平成24年6月19日の台風4号及び同年9月30日の台風17号により、強い波の影響で、津なぎさまち護岸のインターロッキングブロック（以下、「レンガ」という。）が剥離する被害が発生した。この被害の際、津市相川建設作業事務所と建設部は、都市計画部と協議を実施、当該レンガは2度も海水により地表から剥離するなど、現場における再利用の可能性は低いと判断したことから、散乱したレンガを撤去し、同事務所東側の廃材置き場にレンガを運び入れた。

平成27年6月頃 自治会長が、自治会長宅裏の敷地に設置したコンテナをベースに、通称「南天」と呼ばれる相生町自治会長の事務所（以下、「南天」という。）の整備を開始した。

整備当初は、自治会長が手配した大工が木材の組み上げ等の作業を行っていたようであるが、ある日曜日、朝から数名の市職員が自治会長に呼び出され、南天の木材のくみ上げ等を行う大工作業の補助を依頼されたという。

職員からの聞き取りによると、数日後、南天の木材の組み上げ作業が完了すると、ある市職員は、自治会長から南天前の敷材に関して相談を受けたという。この相談を受けた市職員は、津市相川建設作業事務所の廃材置き場に積まれているレンガについて、ポンプ場整備に伴い同事務所を移転する必要もあり、当該レンガの処分に困っていることを思い出し、同事務所に、「相生町で使うためにレンガを譲ってほしい」と打診したところ、同事務所職員から無償譲渡の了承を得たという。

その後、この市職員は、自ら環境事業課所管の軽自動車や2tトラックを使用し、津市相川建設作業事務所から南天にレンガを運び入れ、自治会長の指示のもと、南天前にレンガを並べたという。当初の指示は、コンテナ前の一画に限定してレンガを敷設するというものであったが、その範囲は徐々に拡大され、最終的には、環境事業課所管の2tトラックで2～3回分のレンガを津市相川建設作業事務所から運び入れ敷設することとなったようである。この敷設作業に当たっては、この市職員は、当時の環境事業課長を通

じて、別の市職員にも応援を求めたとのことであり、以降、この応援を求められた市職員もレンガの敷設作業に加わるようになったとのことである。

なお、この二人の市職員の上司にあたる、当時の人権担当理事や当時の環境部長のほか、自治会長から南天に呼び出された他の幹部職員がレンガの敷設作業を目撃することもあったと思われるが、市職員による当該作業について言及する者はいなかったという。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

まず、特定の個人である自治会長の求めに応じ、市職員が自治会長個人の事務所整備を行うこと自体、大きな問題である。しかも、勤務時間中にこれら作業に従事することは、明らかな職務専念義務違反であり、まして、売り払いも困難で処分に困っていたとはいえ、市の所有物を何らの手続きをも経ず、特定の個人である自治会長に無償譲渡する行為、さらには、その資材の運搬に環境事業課所管のトラックを使用する行為には問題があるというほかない。

また、この作業に従事した市職員の行為を黙認した上司、また、この作業の応援依頼を受け、部下にその応援作業に向かうよう指示した上司、さらには、勤務時間中に作業を行う市職員の姿を目撃した上司、これら、作業を行う市職員が断り難い状況下におかれていることを知りつつも、何らの疑問を呈さなかった幹部職員の姿勢についても、管理職として疑問を呈さざるを得ない。

エ 事案の経緯と背景

そもそも、このレンガは、平成24年9月30日に発生した台風17号による高波の影響で剥離した、津なぎさまち護岸のインターロッキングブロックを撤去したものである。

当時、このレンガは、津なぎさまちを所管する都市計画部において、2度も強い波の影響で地表より剥離したものであって、建設資材として現場における再利用の可能性は低く、有償による売却もできないと判断されたものの、津市において自ら再利用する場合もあると考え、一旦、津市相川建設作業事務所の廃材置き場に運び入れたものである。現に、当該レンガの一部は、津市青少年野外活動センターからの申出により無償譲渡され、再利用されている。しかし、その後、他部署からの再利用の申出もないまま時間が経過し、ポンプ場整備に伴い津市相川建設作業事務所の移転が必要とされた以降は、レンガは、有償で売却することも再利用することも出来ず、処分に

困るようになり、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となったもの」となったのである。したがって、市職員が「相生町で使うためにレンガを譲ってほしい」と頼んだ時点では、本来、廃棄物として処分すべき状態にあったものと解することができる。とはいえ、津市相川建設作業事務所長が、明確な利用用途を確認することなく、無償譲渡に係る何らの手続きを取らず、これを承認した判断は明らかに間違いであったと言える。

本事案は、明らかに、自治会長による市職員に対する度を越えた私的な作業等の要求であり、過去に一度でも、何らかの要求を受け入れた事例を作ると、同様の要求を受けた後任者は、前任者の行動から、更に断り難い状況に追い込まれ、自治会長からの要求が、どんどんエスカレートしていった事例の一つであると言える。

レンガを自ら運搬し敷設作業を行った市職員は、自らが職務専念義務違反に抵触するとの認識を持ちながらも、自治会長からの私的な作業等の要求を断ることが出来ない状態にあったといえ、これは自治会長と日々直接的に接触する機会が多い地元で密接に関連した業務に従事していたこの職員が、特に声を上げづらい状況であったことは、想像に難くない。

これらの職員の状況は、No.13「市職員の私的利用に関する事案」においても、「地元の事情に精通した職員ほど、過去からの経緯も含めて自治会長との距離は近く、それに起因する実態のない恐怖感からか異論を唱えることはできなかった。更に、地元自治会と密接に関連する業務を行う施設においては、特に異論を唱え難い職場の雰囲気があり、仮に、そうした場合は、自らが孤立感を深める結果となることが明白で、ゆえに、ほとんどの場合は、いわば、言われるままに自治会長の要望に答えていた。」として報告されている。

オ 今後必要な措置、対応

レンガの使用に関しては、たとえ売却も再利用もできず、処分に困っていたとはいえ、無償で第三者に譲渡するに当たっては、組織としての意思決定の過程を文書にして残すことは勿論のこと、事後のトラブル防止のために書面を交わすことの重要性を、今一度、再確認することが必要である。

また、他の事案と同様に、特定の個人を特別扱いしない意思を明確に持ち、外部からの不当な要求に対しては職員が一丸となって対応する措置を講ずる必要がある。そのためにも、職員が不当な要求を受けた際に、直ちに相談・対応できる体制や運用方法の構築など組織として対応する仕組みづくりが必要である。

No.20-3「特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実」に係る調査結果報告

ア 事実の有無

津市相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）による行政対象暴力疑惑、及び津市相生町自治会への不正な補助金の執行疑惑に、特定の津市職員が深く関与していた事実あり

なお、この特定の津市職員とは、これまでの調査結果報告において、「かねてから自治会長とプライベートでも親交のあった中堅職員」と記述してきた既に退職した職員（以下、「中堅職員」という。）のことである。

イ 事案の概要

津市職員からの聞き取りにより、複数の調査実施案件において、中堅職員が関与していたとする証言が得られたため、この中堅職員が当時使用していた津市役所の事務用パソコンの保存データの記録を確認した結果、自治会長と行動を共にし、深く関与していた者でなければ知り得ない内容のデータが数多く存在することが明らかになった。

津市では、事務職員に一人一台パソコンを業務で使用するために貸与しており、本人以外の者がアクセスできないように各事務職員には個別 ID が付与されている。この保存データの記録は、中堅職員に付与された個別 ID 専用フォルダに保存されていたものであり、この中堅職員の個別 ID でなければアクセスできないものである。なお、このデータのほとんどは、中堅職員本人が作成者、又は最終的な更新者であったと記録されている。

(1) 自治会長と中堅職員によるゴルフコンペの成績表等

自治会長と中堅職員との関係性は、中堅職員が環境政策課に異動となった平成26年度以降から深くなったとみられる。

中堅職員は、平成26年7月以降、平成30年6月までの間に、少なくとも9回にわたり、自治会長、フードバンク三重理事長、自治会長が経営に関与するスナックの従業員、その他自治会長の関係者（その中には、補助金詐欺容疑で自治会長に共謀したとして逮捕された人物も含まれている。）によるゴルフコンペの開催に関わり、ゴルフコンペに自ら参加し、更に複数の津市の若手職員を勧誘していた。中堅職員のパソコンからは、第1回から第9回のゴルフコンペにおけるハンディキャップが算出された成績表等が発見された。

(2) 平成26年11月18日 教育長室の音声データ及び協議記録等

中堅職員は、平成26年11月18日 教育長室において、自治会長が行政に過剰な要求を行っていた市民を糾弾し、当該市民が土下座のうえ謝罪した現場に同席していた。なお、その糾弾する様子はICレコーダーに録音されている。中堅職員のパソコンからは、この際の音声データとともに、自治会長が津市長宛て送付したとされる同年11月19日付け「津市役所職員への周知の協力について(依頼)」及び別紙として添付された「協議記録」が発見された。(No.18「謝罪(土下座・丸刈り)」に関する事案関連)

(3) 自治会長が代表を務める行政調査会からの質問状、意見書、要望書等

ア 平成26年12月 行政調査会が、津市長に対し、津市内の中学校教員の忘年会が偽名にて市外で実施されたとして、津市内で働く公務員である以上、忘年会に市内の飲食店・温泉施設等の利用を求め、今後、津市職員が市外で忘年会を実施した場合は、担当部署及び担当者名を公表するとした「市職員が実施する忘年会行事に対する意見書」

イ 平成27年1月 行政調査会が、津市議会議長に対し、ある津市議会議員が行政調査会の活動内容を批判していたとして、津市議会内において、今回の発言を行った議員の割り出し調査並びにその議員本人からの直接の謝罪を求めた「要望書」

ウ 平成27年2月 行政調査会が、津市長に対し、資源ごみや金属ごみの持ち去りが横行し、津市内、特に旧津市において頻繁に行われ、この行為による津市の収入損失が年間1500万円を上回ると予測するとして、行政として何らかの措置を取るべきであり、この持ち去り行為の現状を津市議会において議論することが必要であるとする「資源ごみ並びに金属ごみの持ち去りについて」の文書

なお、自治会長が当時の環境部長に、それまで津市職員が実施していた「資源物持ち去り行為防止パトロール」を相生町自治会に委託してはどうかと話を持ち掛けたとされるのもこの頃である。

エ 平成27年7月 行政調査会が、津市商工観光部に対し、まつりを運営している実行委員会の運営資金が不正に使用されているとして、津まつり実行委員会補助金の詳細な使用明細、津まつりの設営等で県外、市外の業者への発注理由、津まつり実行委員会の打ち上げに係る資金について、回答を求めた「質問状」

中堅職員のパソコンからは、この他にも自治会長が代表を務める行政調査会が津市に提出したとみられる複数の文書が発見された。

(4) 自治会長が津市に提出した申請書及び自治会長からの異議申立書

平成27年9月 津まつりや第20回津市民緑と花の市の開催が予定されているお城西公園において、相生町B級グルメ祭りを開催するための、自治会長を申請者とする「都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書」が提出され、この申請について、公園使用の一部不許可とする津市からの回答に対し、この決定を不服とする自治会長からの「質問状」や「異議申立書」が提出されている。

中堅職員のパソコンからは、この「都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書」及び、この決定を不服とする自治会長からの「質問状」や「異議申立書」が発見された。

なお、この際の都市公園内行為許可申請、これに対する自治会長からの「質問状」や「異議申立書」に起因して、当時の都市計画部次長が自治会長に対し、自ら丸刈りし、土下座のうえ謝罪するに至っている。

(5) フードバンク三重からの寄贈品の請求書、納品書等

この中堅職員は、平成28年春頃、フードバンク三重の設立に係る申請書類の作成を、別の津市職員に依頼していた。（No.12「中央市民館職員によるフードバンクへの関与に関する事案関連」）また、平成29年3月及び平成30年3月にフードバンク三重が、津市教育委員会に対し「小学校新入学児童への文具寄贈」を行っているが、この寄贈された文具は、フードバンク三重のために、当該中堅職員が購入したものであった。

中堅職員のパソコンからは、中堅職員の自宅を受取先とする請求書及び納品書のほか、フードバンク三重理事長から津市教育委員会宛ての「小学校新入学児童への文具寄贈について」の文書、贈呈式の際の理事長の挨拶文等のデータが発見された。

(6) 施設修繕支払明細

中堅職員は、施設名称、発注日、契約金額や契約業者が記載された平成27年度及び平成28年度の市営住宅に係る「施設修繕支払明細」を入手し、契約方法、契約業者、他の見積もり依頼業者など、市営高州住宅における修繕実施状況について調査・分析していたと推察される。

なお、平成28年11月以降、自治会長は、市営高州住宅等における修繕に関する公文書開示請求を行い、当該修繕業務の不適切な実態について指摘し、この問題を津市議会等で取り上げ、住民監査請求を行うとして、当時の市営住宅担当参事に対応を求めている。

中堅職員のパソコンからは、市営住宅課発注の施設修繕について、平成27年度及び平成28年度の修繕名称、金額、契約方法、契約業者、他の

見積業者を一覧表にした「施設修繕支払明細」のデータが発見された。

(7) 自治会長が津市に提出した地元調整に関する申出書、要望書等

中堅職員は、相生町地内の工事について、自治会長が当該工事の受注者と地元調整を行う場面にも関与していた。なお、その際のやり取りはICレコーダーに録音されている。

また、自治会長は、津市に対し、相生町地内の市発注工事の受注者の対応を指摘するとともに、工事請負業者に公共入札参加資格についての厳格な審査を求め、当該受注者の相生町内での工事請負は、今後一切お断りをお願いする旨の「申出書」や「要望書」を提出していた。(No.9「工事請負業者の地元調整に関する事案」においても、平成29年度に自治会長から津市水道局に「申出書」や「要望書」が提出されている。)

中堅職員のパソコンからは、自治会長が工事請負業者との間で行う地元調整の様子を録音した音声データとともに、これら自治会長が津市に提出した複数の「申出書」や「要望書」のデータが発見された。

(8) 津市幹部職員名簿及び誕生日名簿等

中堅職員は、自治会長が経営に関与するスナックの利用に関し、人事異動に伴う各部局毎の津市幹部職員名簿や当該スナックを利用する職員の誕生日名簿を提供していた。また、スナックで行われる幹部会や誕生日会において、自らがスナックに勧誘した若手職員らの出欠の確認及び会費の徴収・集計を行っていた。(No.19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」関連)

中堅職員のパソコンからは、平成26年度会員、新会員名簿データ、部長、次長級名簿、誕生日リストのほか、誕生日会の参加者、出欠、会費、プレゼント代を明記した各種参加者名簿等、スナックで行われていた様々なイベントに関するデータが発見された。

このほか、津市職員からの聞き取りによれば、この中堅職員は、自らがスナックの女性従業員との間でトラブルを起こし、女性従業員が辞めてしまったため、その埋め合わせとして、この中堅職員の妻の元同僚であった津市の女性職員をスナックに紹介し、これをきっかけに、当該女性職員は一時的に報酬を得てスナックを手伝うことになったという。

(9) 自治会長が経営に関与する飲食店のチラシ

中堅職員のパソコンからは、自治会長が経営に関与するスナックのスタッフ募集のチラシをはじめ、津市商工業振興等関係補助金を得て開店した小料理屋のオープン時のチラシ、女性スタッフ募集のチラシ、小料理

屋で提供するお料理メニュー等が発見された。

また、平成29年11月10日付けで、自治会長が津市商工業振興等関係補助金を申請する目的で設立した「津市中心街商業振興会」会則及び役員名簿、平成30年1月の変更後の役員名簿等も発見された。

上記の事実から見て、中堅職員が自治会長に協力し、自治会長と行政の不適切な関係に多大なる影響を与えたことは間違いがないと言える。

この事実は、No.20-1「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」における事実の経緯と背景でも報告したとおり、この中堅職員が、時には、自治会長に内部情報を提供し、時には、自治会長が庁舎内に配布する文書や自治会として本市等へ要望する際の文書等を作成していたとする証言とも一致するものである。

この中堅職員は、自治会長に自ら近づき、ゴルフコンペや自治会長が経営に関与する飲食店に他の仲間の職員を勧誘することで、若い職員らを巻き込んで、自治会長が津市役所において物事を思い通りに進めることの手助けとなる職員を増やしていったと考えられる。

中堅職員は、これら職員から入手した内部の情報を自治会長に提供し、業務時間内に自らの事務用パソコンを用いて、自治会長が、自治会長であるという「公的立場」や行政調査会の代表であるという立場から、津市行政や津市議会に対応を求め、様々な要求を認めさせようとする「意見書」や「要望書」、「質問状」や「異議申立書」を作成していたと史料する。また、自治会長が工事受注者に地元調整と称して対応を求める様子を録音したICレコーダーの音声データには、中堅職員のものと思われる音声が含まれていることから、この場面に中堅職員が同席していたと推察できる。これらの中堅職員の行動は、自治会長への加担を思慮させる行動であって、このことが、津市行政が自治会長に弱みを握られ、幹部職員による自治会長とのその後の交渉や協議を困難にさせた要因の一つとなったと考えられ、また、津市職員の一体感を阻害し、不信感を醸成し、職員間に疑心暗鬼が広がった一つの要因でもあったと言える。

とはいえ、この中堅職員も、もとはと言えば、自治会長から自らの職務態度について糾弾され「謝罪」を求められたことに始まり、その後、これをきっかけに、自治会長との距離感を見誤り、ここまで深く自治会長との関係性を持ったことで、自治会長の行政に対する不適切な要求に加担することに繋がったものであって、この中堅職員が、自分の身は自分で守ろうとしたことが招いた事態であったとも言える。一方、そうせざるを得ないと考えるに

至った原因が、様々な困難な案件の解決を、できる限り自分たちの権限の中で処理することが職責を果たすべき使命であるとする津市役所の組織風土の下で、幹部職員が自治会長からの要求を受け入れ、その場をしのごうとする姿勢に、幹部職員には頼ることが出来ないと感じていたことにあるとする主張にも、十分耳を傾けるべきであろう。

そもそも、幹部職員が自治会長からの不当とも言える要求を受け入れ、その場をしのごうとしたことも、この中堅職員が幹部職員を頼ることが出来ないと感じ、自治会長に自ら近づき、協力し、他の仲間の職員をも引き込んでいったことも、津市役所の「組織としての弱さ」にあったと言っても過言ではない。津市職員個人のコンプライアンスに対する意識が「法令遵守」にとどまり、社会規範やルールを遵守するといったコンプライアンス意識が醸成されていなかったことも大きな要因であったと指摘せざるを得ない。